

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則をここに公布する。

令和四年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十四号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の一

部の施行期日を定める規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（令和三年広島
県条例第三十六号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年七月一日とする。